

約款(LION FX のお客様用)対比表

2026 年 9 月 14 日

(青文字部分が追加、青文字部分が削除箇所)

現 行	変 更 後
ヒロセ通商株式会社 登録番号: 第一種金融商品取引業 近畿財務局長(金商)第 41 号 加入協会: 一般社団法人金融先物取引業協会(会員番号 1562)	ヒロセ通商株式会社 登録番号: 第一種金融商品取引業 近畿財務局長(金商)第 41 号 加入協会: 日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会(会員番号 1562)
第 39 条 (個人情報等の取扱い) 当社は、取扱うすべての個人情報および個人番号 (以下、「個人情報等」といいます。)の重要性を認識し、日本工業規格「個人情報保護マネジメントシステム—要求事項 (JIS Q15001)」、個人情報等の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守し、「個人情報等の取扱いについて 1. (2) 利用目的」記載の目的、並びに本条第 2 項及び同第 3 項に記載した目的以外の目的で個人情報等を利用いたしません。 2. 当社は、外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) に基づく米国政府および日本政府からの要請への対応のため、お客様が米国における納税義務のある自然人に該当する場合 (該当する可能性があると当社が判断する場合を含む。)、お客様の氏名、住所、米国納税者番号、ユーザーID、取引内容 (口座残高、入出金額、口座に発生した所得の額等)、その他米国内国歳入庁が指定する情報を米国内国歳入庁に提供することがあります。 3. 当社は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 (以下、「実特法」といいます。)等に基づき、お客様が日本以外の国または地域において、納税の義務がある場合 (納税の義務があると当社が判断する場合を含む。)、お客様の氏名、住所、居住地国の名称、外国納税者番号、ユーザーID、口座残高、年間損益等の情報を所轄税務署長を通じて、国税庁に提供することがあります。 4. お客様は、口座開設の申込みにあたり、当社の口座開設にあたっての個人情報等の取扱いについての内容及び本条前 2 項の内容を承諾するものとします。	第 39 条 (個人情報等の取扱い) 当社は、取扱うすべての個人情報および個人番号 (以下、「個人情報等」といいます。)の重要性を認識し、日本 工業産業 規格「個人情報保護マネジメントシステム—要求事項 (JIS Q15001)」、個人情報等の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守し、「個人情報等の取扱いについて 1. (2) 利用目的」記載の目的、並びに本条第 2 項及び同第 3 項に記載した目的以外の目的で個人情報等を利用いたしません。 2. 当社は、外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) に基づく米国政府および日本政府からの要請への対応のため、お客様が米国における納税義務のある自然人に該当する場合 (該当する可能性があると当社が判断する場合を含む。)、お客様の氏名、住所、米国納税者番号、ユーザーID、取引内容 (口座残高、入出金額、口座に発生した所得の額等)、その他米国内国歳入庁が指定する情報を米国内国歳入庁に提供することがあります。 3. 当社は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 (以下、「実特法」といいます。)等に基づき、お客様が日本以外の国または地域において、納税の義務がある場合 (納税の義務があると当社が判断する場合を含む。)、お客様の氏名、住所、居住地国の名称、外国納税者番号、ユーザーID、口座残高、年間損益等の情報を所轄税務署長を通じて、国税庁に提供することがあります。 4. お客様は、口座開設の申込みにあたり、当社の口座開設にあたっての個人情報等の取扱いについての内容及び本条前 2 項の内容を承諾するものとします。
2025 年 3 月 17 日現在	2026 年 9 月 14 日現在